

令和元年10月10日開催

第 13 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第13回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(金) 午前10時00分
2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階娯楽室
3. 出席委員 8 人 (欠席委員0名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	幸	欠
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	欠
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長 久 保 稔
主 幹 二 本 柳 浩 一
主 幹 神 谷 貴 史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 選挙第1号 農地法第18条第6項の規定に解約通知について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業振興地域における農用地区の変更等に係る意見について

議案第4号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和元年10月10日招集、第13回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は2番山野委員、7番土居委員です。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	挨拶
事務局長	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、3番中村委員、4番西村委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定に解約通知についてを議題とし報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定に解約通知については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	こちらは、両者合意により解約するものです。議案第2号2番に関連するものです。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	報告第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	なければ、報告第1号は事務局の説明のとおり、承認としてよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	ここで、事務局より追加報告を求められておりますので、これを報告第2号として許可をいたします。報告第2号朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、お手元の別添資料の報告第2号をご覧ください。こちらは現況確認1件です。
事務局	【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>こちらは、山の上を開いて作った広大な農地ですが、熊の被害があり、危険な場所であり前回一部非農地に地目変更をしている案件の地続きの農地であり、こちらの方も地続きであり熊の被害があり、これも併せて山に戻すということで、公簿は山林でありますので、現況を植林して山に戻すということで、申請が出ております。</p> <p>昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただき、非農地は危険防止のため、やむを得ないもののご意見をいただいております。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	報告第2号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	なければ、報告第2号は事務局の説明のとおり、承認としてよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】 こちらにつきましては、現在使用しております事務所が老朽化及び手狭になっており、新しい事務所を建設するものです。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われまます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、過大な転用ではないなど適当な転用とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
7番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、新規就農者でありまして、農地を買い受けるものです。 別添の営農計画の提出を受け内容を確認しておりますが、農業研修も含め問題ないものと考えております。 なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 いませんか。 (異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当と決定します。

議長 次に事務局より順位2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、申請者がハウスの移設先を求めており、この度相手方と利用権を設定するものです。

なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号2番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可相当と決定します。

議長 次に事務局より議案第2号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、こちらは利用権の再設定になります。

なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号3番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番はこれを許可相当と決定します。

議長 次に事務局より議案第2号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位4番ですが、こちらは利用権の再設定になります。

なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号4番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長	賛成多数ですので、議案第2号4番はこれを許可相当と決定します。
議長	ここで、事務局より追加議案の申し出がありましたので、これを順位5番として許可をいたします。順位5番の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第2号5番を議案書をもとに朗読】
事務局	こちらは、営農規模拡大のため近隣農地を借り受けたいものです。 なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第2号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号5番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号5番はこれを許可相当と決定します。
議長	次に議案第3号農業振興地域における農用地区の変更等に係る意見についてを議題とします。 順位1番の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	こちらは、議案第1号の第4条転用と関連するもので、農振の農用区域内に農業用施設等を施設等を建設することから、用途変更について町長より意見を求められたものです。 昨日、地区担当委員に現地調査を行っていただき、用途変更について適当であるとのご意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に、議案第4号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については1件です。議案書をもとに説明します。 【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、15年以上前から肥培管理が不十分で、道道に隣接した狭隘な農地で山林、原野化しているものです。この度ここを地目整理し処分するため証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番

議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第4号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第4号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長

ここで、事務局より追加議案の申し出がありましたので、これを順位2番として許可をいたします。

【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局

順位2番ですが、宅地が混在した肥培管理が行き届いてない農地であり、雨天の際には近隣の傾斜地より水が流入し、管理をしていた農家からも手を引かれ、止む無くブラシカッターで1年管理をしておりましたが、これ以上の管理が難しいということで、宅地も混在していることから、地目整理のため非農地の申請が出されております。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたいただき、非農地はやむを得ないのでないかのご意見をご意見をいただいております。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番

議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第4号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第4号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第15回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時27分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和元年10月10日(議事録調整日 令和元年12月30日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟



—

—

—

—

—

—